

# 表 紙

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地で使用する電気

件 名	陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地で使用する電気	仕様書 番 号
名 称	表 紙	11
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和5年1月31日

1 件 名  
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所  
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
- (2) 業種及び用途  
官公署（国家事務）

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数及び電気方式

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 供給電圧（標準電圧）	6, 000 V
ウ 計量電圧（標準電圧）	6, 000 V
エ 標準周波数	50 Hz
オ 電気方式	1 回線受電（本線）

- (2) 契約電力及び予定電力使用量

ア 契約電力	814 kW
イ 予定電力使用量	3, 670, 758 kWh

（月別の予定電力使用量は、別紙第1のとおり）

《内訳》

a その他季昼間時間	2, 705, 423 kWh
b 夏季昼間時間	965, 335 kWh

（令和3年12月～令和4年11月までの使用実績）

- (3) 供給電気の種類等

ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、  
その電気は再エネ比率30%とすること。

参照：付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要 <http://there100.org/going-100>

イ 供給電力が上記の条件を満たす場合については供給する電力量に占める再生可能エネルギー  
比率を確認できる資料を書面にて官側へ提出することとする。

参照：付紙第2「特定電源割当証明書」

- (4) 使用期間

自 令和5年4月 1日 0時00分  
至 令和6年3月31日 24時00分

- (5) 電力量等の検針

自動検針装置 有り

電力会社の検針方法 遠隔自動検針

計量器の構成 富士電機メーター株式会社 変成器付複合計器（時間帯別・精密級）

型番 F P 3 E 1 4 - R

交流3相3線式 110V 5A 50Hz

計器定数 1, 000 pulse/kws

1, 000 pulse/kvars

S P 50, 000 pulse/kwh (伝送記号MDTR)

V CT 66, 000 / 110V

200 / 5A

(6) 需給地点

需要場所における陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地の施設した終端接続部接続端子と東京電力株式会社が施設した終端接続部接続端子との接続点

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

4 契約適合事業者

二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し、別紙第2に掲げる条件を満たすこと。

5 その他

- (1) 力率は、自動力率調整装置を設置しており、使用期間中は100%を保持する予定とするが、変動のある場合は、下記の算定式により、各月毎の基本料金を見直すものとする。

$$\text{185 - 力率} \\ \frac{\text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times}{100}$$

- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書にさだめのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電機事業者が定める特定規模需要の標準（託送）提供条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整額及び太陽光促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

## 予定電力使用量表

項目 月	予定数量 (KWH)	電力使用量 (KWH)	その他季昼間時間 電力使用量 (KWH)	夏季昼間時間 電力使用量 (KWH)	夜間時間 電力使用量 (KWH)	ピーク時間 電力使用料	備考
4月	814	267,264	152,561	0	114,703	0	
5月	814	254,102	131,005	0	123,097	0	
6月	814	280,579	173,706	0	106,873	0	
7月	814	333,168	0	153,373	133,582	46,213	
8月	814	322,538	0	152,286	123,887	46,365	
9月	814	309,629	0	138,536	130,934	40,159	
10月	814	270,506	157,279	0	113,227	0	
11月	814	287,527	161,318	0	126,209	0	
12月	814	334,836	189,813	0	145,023	0	
1月	814	351,780	188,961	0	162,819	0	
2月	814	333,432	182,660	0	150,772	0	
3月	814	325,397	194,004	0	131,393	0	
合計		3,670,758	1,531,307	444,195	1,562,519	132,737	

(注) その他季 : 毎年10月1日～翌年6月30日までの期間

夏季 : 每年7月1日から9月30日までの期間

ピーク時間 : 夏季の午後1時～午後4時までの時間

ただし、以下の「休日等」に定める日の該当する時間を除く

休日等 : 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日、1月2日、および1月3日。

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②前年度の未利用エネルギー活用状況、③前年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	0.625以上	20
	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	活用していない	0
	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
④ グリーン電力証書（※2）の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	活用していない	0
	5.0%	10
	2.5%	5
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	活用していない	0
	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された

電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を第433会計隊長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1(1)の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

属 表  
各用語の定義

用語	定義
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)} \\ \text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(%) = } \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</li> <li>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</li> </ul> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工場等の廃熱又は排圧</li> <li>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</li> <li>③ 高炉ガス又は副生ガス</li> </ul>

③ 前年度の未利用エネルギー活用状況	3 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。  4 前年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
④ 前年度の再生エネルギーの導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの            (算定方式) <math display="block">\text{①+②+③+④+⑤}</math>  <math display="block">\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{⑥}}{\text{①+②+③+④+⑤}} \times 100</math></p> <p>① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量            (送電端 (kWh))</p> <p>② 前年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量            (送電端 (kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kwh)            (ただし、平成30年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kwh) (ただし、平成30年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kwh) (ただし、平成30年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 前年度の供給電力量 (需要端 (kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000 kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。 (ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 前年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li><li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li></ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------	---

属 紙

## 適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地

第433会計隊長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所 ○○県○○市○○  
商号又は名称 ○○株式会社  
代表者氏名 ○○ ○○ 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

### 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ	
④その他 ( )	

### 2 前年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	前年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	前年度の未利用エネルギー活用状況		
③	前年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	譲渡予定量	点数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項目	取組の有無	点数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

1 ~ ⑤ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第2により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

## 「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria<sup>(※)</sup>」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

<b>自家発電 (Self-generated electricity)</b>
1. 企業が保有する発電設備による発電
<b>購入電力 (Purchased electricity)</b>
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<http://media.virbcdn.com/files/73/4c55f6034585b02f-RE100TechnicalCriteria.pdf>

付紙第2

## 提出樣式例

2000年〇月〇〇日

塞 門 許 當 創 潤 雷 住 特

樣

○○県○○市○○  
株式会社○○○○  
代表取締役 ○○ ○○ 印

○○○○年○半期に以下の通り○○○○に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

## 1 お客様情報

お客様番号 ○○○○  
需要施設名 ○○○○  
需要施設住所 ○○県○○市○○  
契約電力 ○○○○ k W

## 2 供給期間

○○○○年○月○○日～○月○○日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再工ネ電氣

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

### 総計 (kWh)

## 仕 様

## 書

### 1 概 要

(1) 件 名  
陸上自衛隊板野駐屯地で使用する電気

(2) 需要場所

陸上自衛隊板野駐屯地（静岡県御殿場市板野40-1）

(3) 施工業者  
官公署（国家事務）

(2) 仕 様

(1) 電気方式、標準電圧、周波数 等  
ア 供給電気方式 交流3相3線式  
イ 供給電圧（標準電圧） 6, 600V  
ウ 計量電圧（標準電圧） 6, 600V  
エ 周波数 50Hz  
オ 受電方式  
カ 著熱式負荷設備の有無 無

(2) 契約電力、予定電力使用量  
ア 契約電力 810kW  
イ 予定使用電力量 3, 646, 618kWh  
(5) 別の予定使用電力量は、別紙のとおり)

(3) 使用期間

自 令和5年4月 1日午前 0時  
至 令和6年3月31日午後12時

(4) 電力量の検針

自動検針装置 有  
電力会社の検針方法 遠隔自動検針  
電力量計の構成 富士電機システムズ株式会社  
形式FP3L1-K19R  
交流3相3線式 110V 5A 50Hz  
計器定数 1, 000pulse/kws  
パルス定数 1, 000pulse/kws  
50, 000pulse/kws

(5) 需給地点

需給所に注記地が施設した1号柱上の甲の開閉器電源側端子と東京電力株式会社の施設した空引込み線との接続点

(6) 電気工作物の財産分界点  
上記需給地点と同じ

(7) 保安上の責任分界点  
上記需給地点と同じ

3 その他  
(1) 力率は、自動力率調整装置を設置し、使用期間中100%を保持する予定とするも、

入札に際して適用する力率は85%とする。  
契約のある場合は、下記の算定式により、毎月毎の基本料金を見直すものとする。

$$\text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times \frac{185 - \text{力率}}{100}$$

(2) 電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規制需要の標準供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、太陽光発電追加料金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく振舞金は考慮しないこと。

(3) フリッカ発生器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(4) 非常用自家発電設備を有している。

(5) 年間・最大負荷日の実績ロードカーブ（資料1～6）

(6) 再エネ比率

供給電気の種類等「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気により再エネ比率30%とすること。  
参照：付録第1「RE100 technical criteria」の概要 <http://there100.org/going-100>

(7) 再エネ比率證明  
(8) 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組みの状況に関する条件  
二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの導入、グリーン電力証書の導入、別紙第2に掲げる条件を満たすこと。  
(9) 再生可能エネルギー電気の比率に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面（付録第2）で当別ごとに提出する。

業務課長	管理科長	営繩班長	工事企画	電気主任	電気係	起案者
件 名	陸上自衛隊板野駐屯地業務課	使用する電気	緯 尺	—		
種 別	仕様書	仕様書番号	第R5-3号			

陸上自衛隊板野駐屯地業務課管理科	令和5年1月3日
------------------	----------

**月別予定使用電力量**  
(令和5年4月～令和6年3月)

	使用電力量 (KWh)	ピーク時間 (KWh)	夏季 昼間時間 (KWh)	その他季 昼間時間 (KWh)	夜間時間 (KWh)
4月	268,994			153,238	115,756
5月	253,282			131,110	122,172
6月	274,169			172,216	101,953
7月	362,021	45,067	168,849		148,105
8月	360,806	46,749	167,344		146,713
9月	302,203	36,754	139,861		125,588
10月	268,570			157,428	111,142
11月	279,271			156,204	123,067
12月	308,818			175,650	133,168
1月	337,704			181,374	156,330
2月	324,672			178,924	145,748
3月	306,108			183,461	122,647
合計	3,646,618	128,570	476,054	1,489,605	1,552,389

- (注) その他季昼間 : 毎年10月1日から翌年6月30日までの午前8時から  
午後10時までの時間
- 夏季昼間 : 每年7月1日から9月30日までのピーク時間を除く午前8時から  
午後10時までの時間
- ピーク時間 : 7月1日から9月30日までの午後1時から午後4時までの時間
- 夜間時間 : 每日午後10時から翌日午前8時までの時間
- 休日等 : 日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）  
および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は  
全日「夜間時間」とします。

## 「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria<sup>(※)</sup>」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

<b>自家発電 (Self-generated electricity)</b>
1. 企業が保有する発電設備による発電
<b>購入電力 (Purchased electricity)</b>
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<http://media.vircdn.com/files/73/4c55f6034585b02f-RE100TechnicalCriteria.pdf>

### 提出樣式例

2020年〇月〇日

## 特 定 電 源 割 当 証 明 書

接

○○県○○市○○  
株式会社○○○○  
代表取締役 ○○ ○○印

2020年〇半期に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

## 1 お客様情報

お客様番号 ○○○○  
需要施設名 ○○○○  
需要施設住所 ○○県○○市○○  
契約電力 ○○○○ kW

## 2 供給期間

二、供給期間  
2020年〇月〇日～〇月〇日

### 3. 再生可能エネルギー由来電力量の概報（各日の内訳は別紙のとおり）

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

## 1 再工水電氣

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○

### 総計 (kWh)

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和2年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） (単位 : kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0. 000以上 0. 400未満	70
	0. 400以上 0. 425未満	65
	0. 425以上 0. 450未満	60
	0. 450以上 0. 475未満	55
	0. 475以上 0. 500未満	50
	0. 500以上 0. 525未満	45
	0. 525以上 0. 550未満	40
	0. 550以上 0. 575未満	35
	0. 575以上 0. 600未満	30
	0. 600以上 0. 625未満	25
	0. 625以上 0. 810未満	20
	0. 810以上	0
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0. 675%以上	10
	0%超 0. 675%未満	5
	活用していない	0
③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	7. 50%以上	20
	5. 00%以上 7. 50%未満	15
	2. 50%以上 5. 00%未満	10
	0%超 2. 50%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書（※2）の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	5. 0%	10
	2. 5%	5
	活用していない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

- ※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和2年9月29日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定期間（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- ※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を第433会計隊長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1(1)の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めことがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

属 表

## 各用語の定義

用語	定義
①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和元年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
②令和3年度の未利用エネルギー一活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和3年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)} \\ \text{令和3年度の未利用エネルギーの活用状況(%) = } \frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和3年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</li> <li>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</li> </ul> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工場等の廃熱又は排圧</li> <li>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」 （以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</li> <li>③ 高炉ガス又は副生ガス</li> </ul>

<p>②令和3年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和3年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和3年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの            (算定方式) <math display="block">\text{令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5}}{100}</math> <math>\textcircled{6}</math></p> <p>① 令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量            (送電端 (KWh))</p> <p>② 令和3年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量            (送電端 (kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kwh)            (ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kwh) (ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kwh) (ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和3年度の供給電力量 (需要端 (kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。 (ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和3年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li><li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li></ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
----------------------------	---

## 適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地

第433会計隊長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所 ○○県○○市○○  
 商号又は名称 ○○株式会社  
 代表者氏名 ○○ ○○ 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

## 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ	
④その他 ( )	

## 2 令和3年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位 : kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組の有無	点 数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

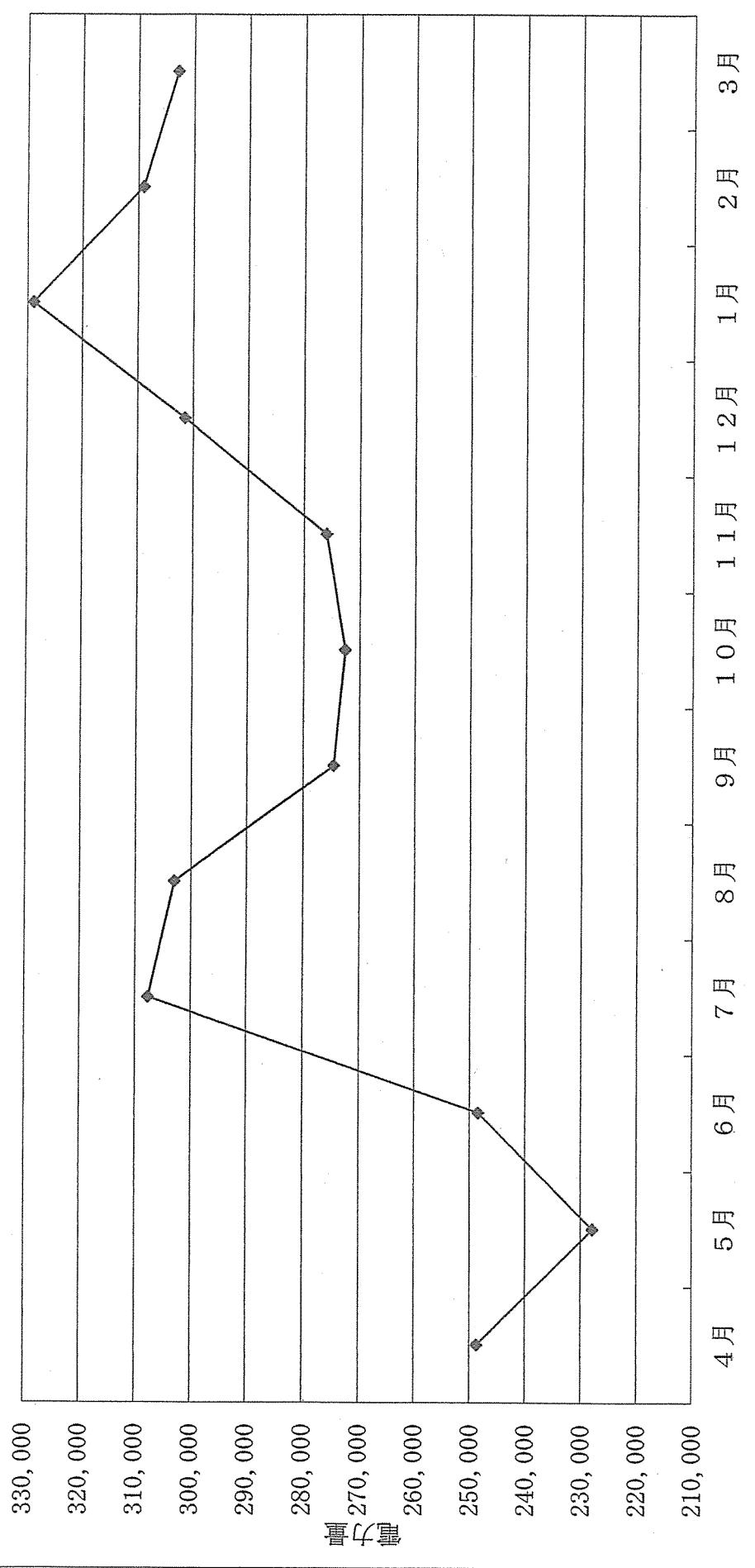
① ~ ⑤ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第〇により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

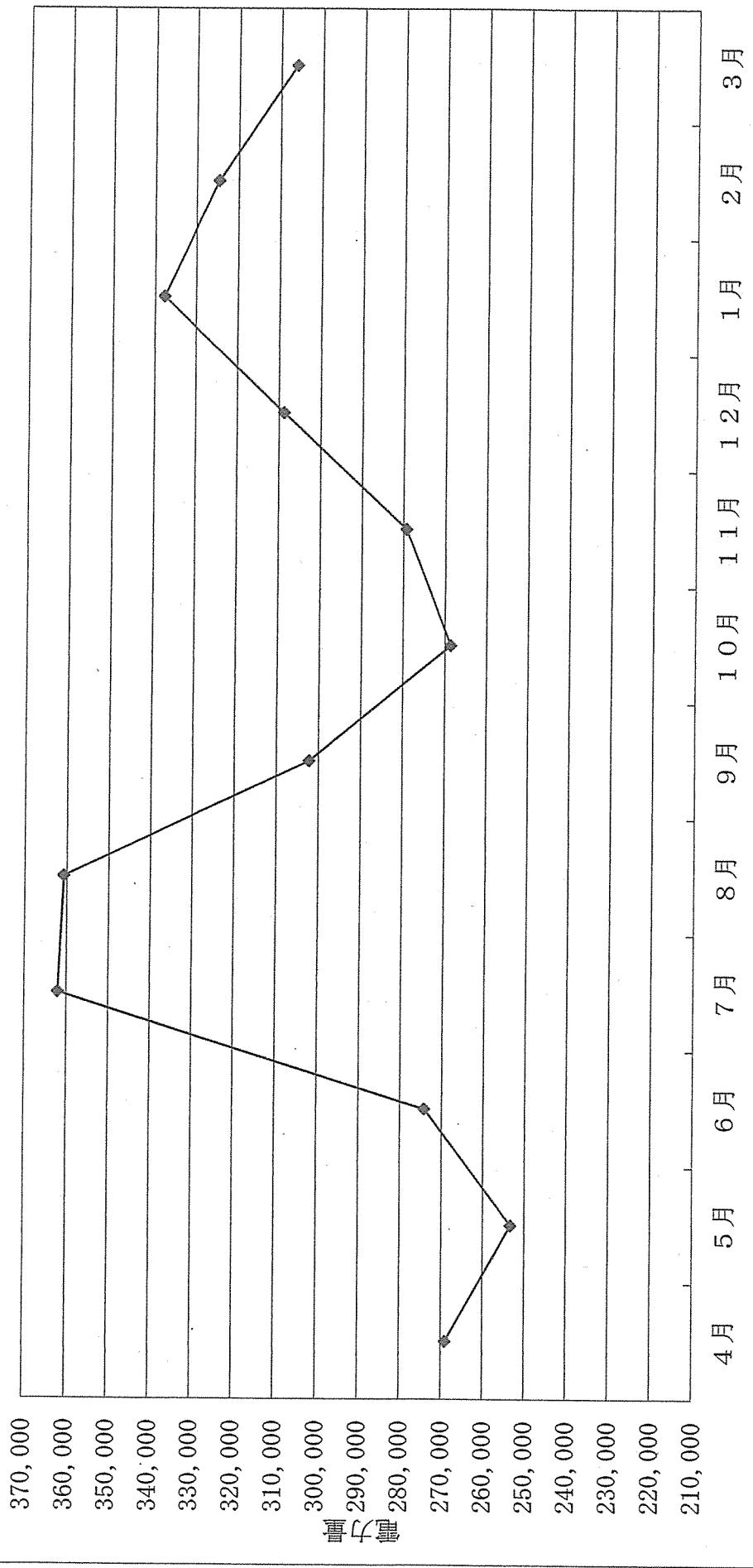
## 令和2年度 電力使用量



## 令和2年度 電力使用量

駐屯地全般	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	KWh	248,646	227,839	248,406	307,674	303,053	274,564	272,556	275,962	301,498	328,855	309,309	302,897

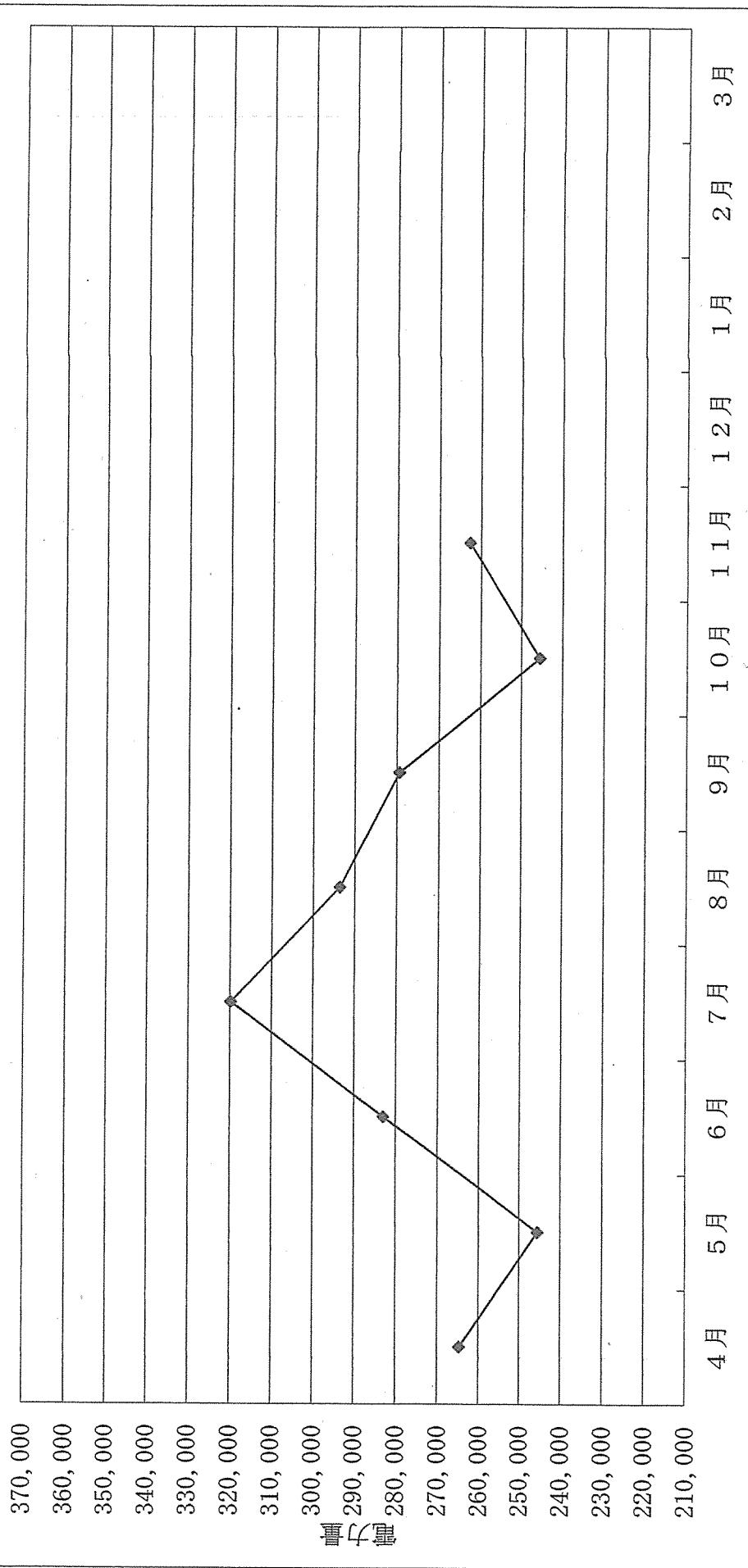
## 令和3年度 電力使用量



## 令和3年度 電力使用量

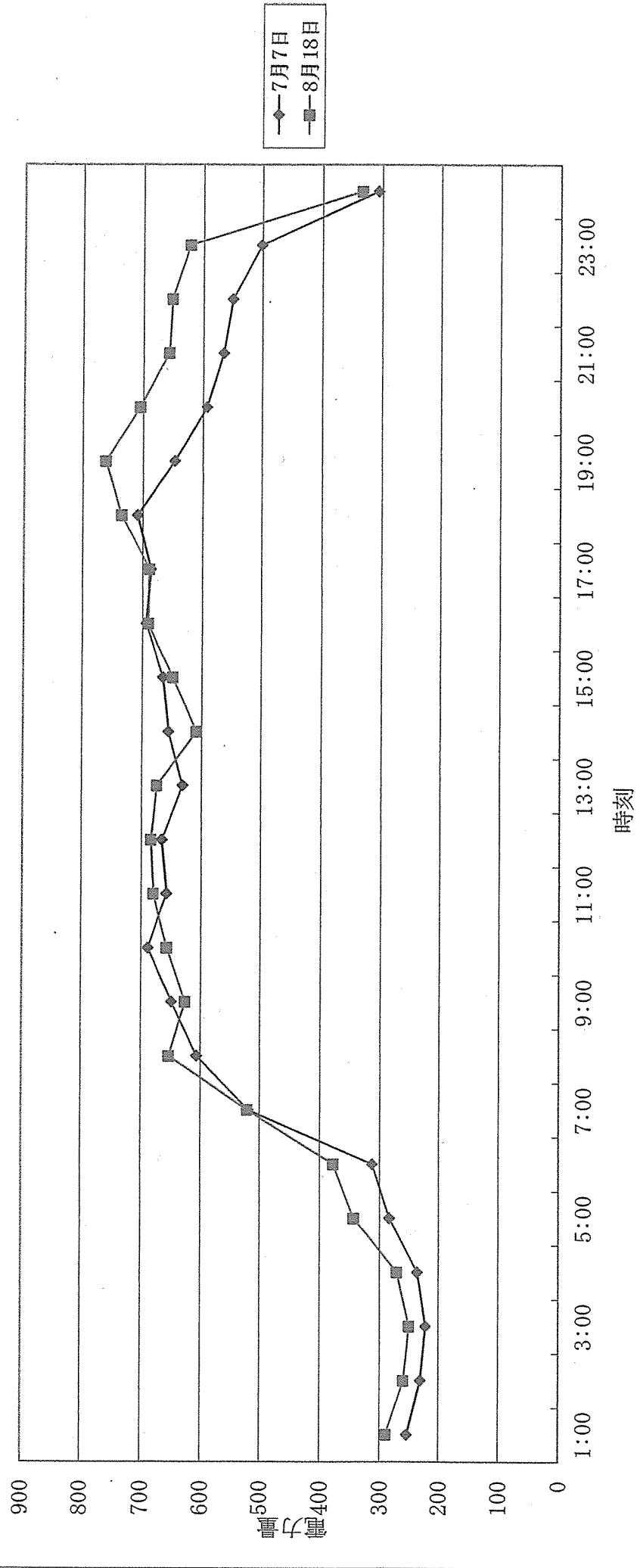
単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
駐在地全額	KWh	268,994	253,282	274,169	362,021	360,806	302,203	268,570	279,271	308,818	337,704	324,672	306,108

令和4年度 電力使用量



令和4年度 電力使用量

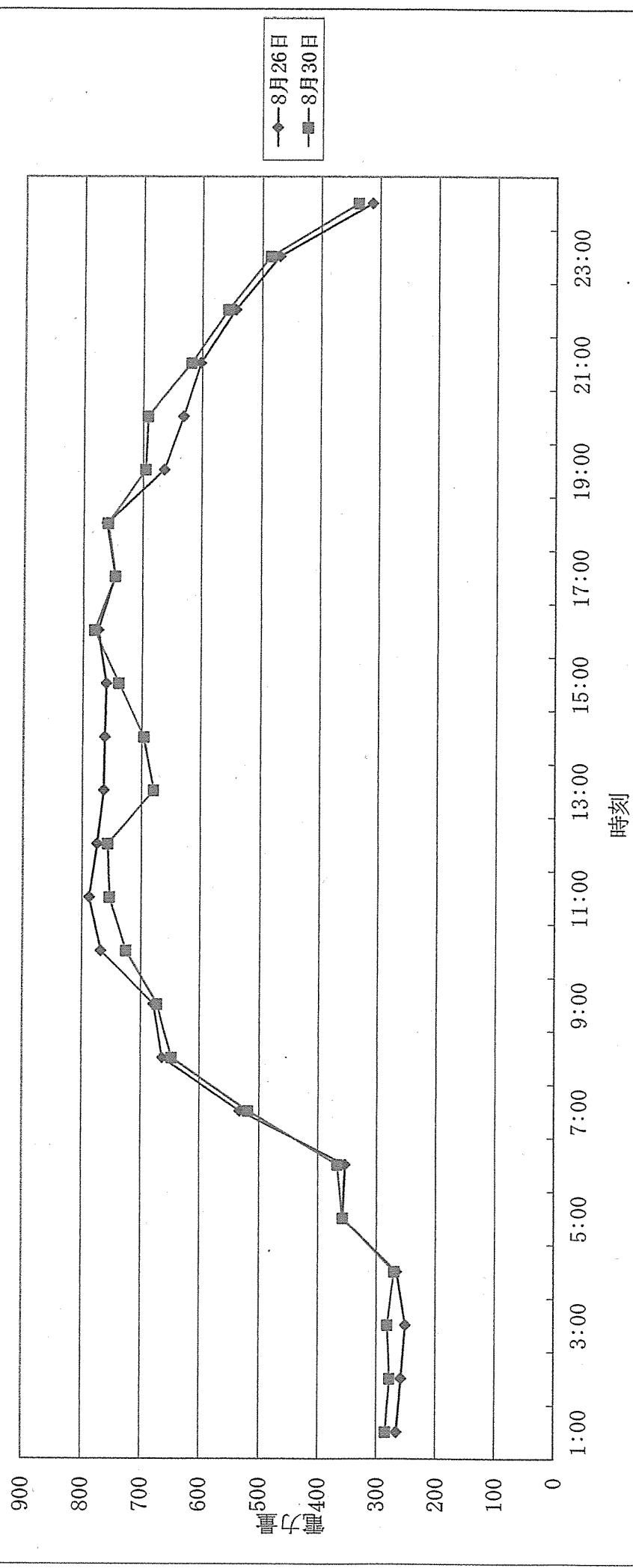
## 令和2年度 最大需用電力



令和2年度 最大需用電力 [kW]

	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00
7月7日	254	231	222	236	284	313	519	607	649	689	658	666	632	656	665	694	686	709	647	593	565	550	501	307
8月18日	289	260	250	271	344	378	521	653	626	657	680	684	675	609	649	691	689	735	762	705	657	652	622	334

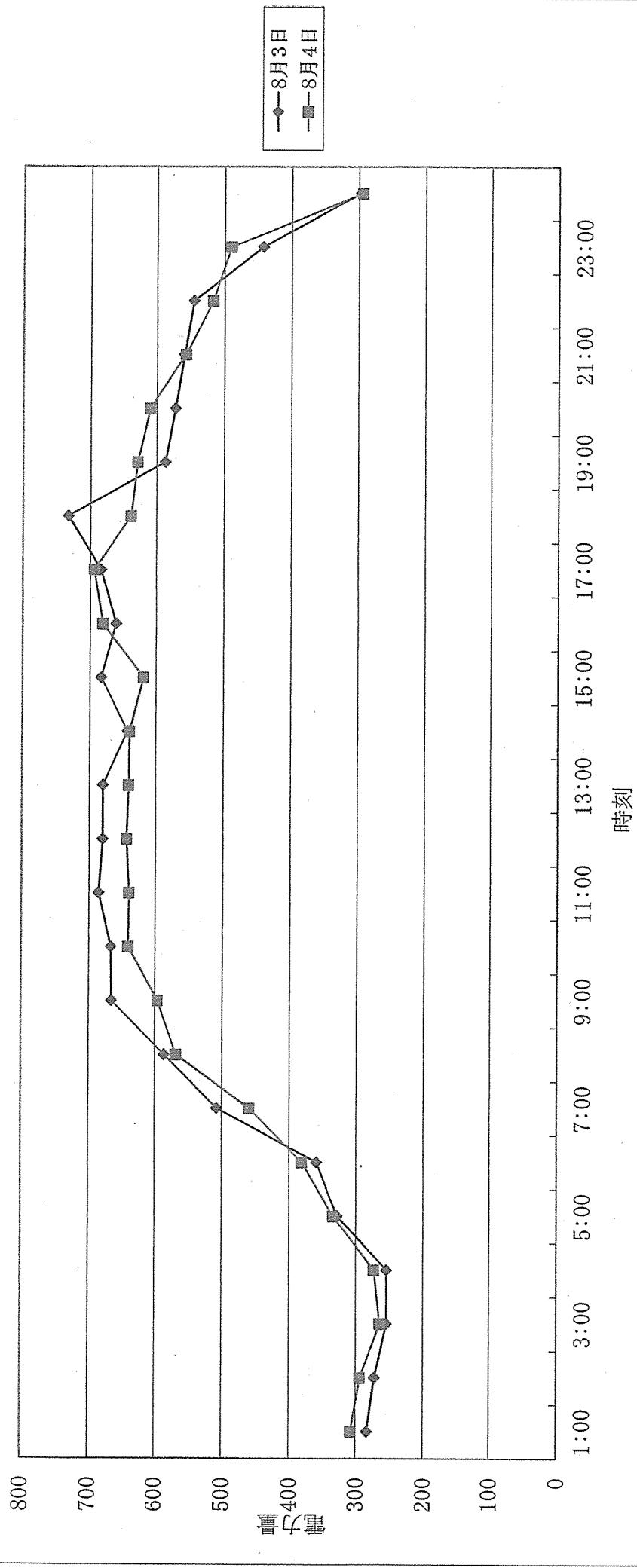
## 令和 3 年度 最大需用電力



令和 3 年度 最大需用電力 [kW]

	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00
8月26日	266	258	251	266	358	354	532	663	679	768	788	775	764	763	761	775	747	761	664	632	603	544	470	313
8月30日	284	278	281	270	358	367	518	647	672	726	754	757	680	697	740	781	747	759	696	692	619	556	485	337

## 令和4年度 最大需用電力



令和4年度 最大需用電力 [kW]

	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00
8月3日	283	272	254	254	328	359	508	586	666	667	686	680	683	643	684	661	684	733	587	572	559	545	443	297
8月4日	307	294	264	273	334	381	460	568	596	641	640	644	641	640	619	681	694	639	629	610	557	517	490	294

作成年月日：令和 5年 1月 31 日  
作 成 者：防衛技官 日向 信治  
仕様書番号： 第 7 号

## 仕 様 書

件 名：駒門駐屯地で使用する電気

図面番号	図 面 名 称
1～2	仕様書
3	月別予定電力使用量
4	「RE100 technical criteria」の概要
5	提出様式例
6～11	二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件
12	令和3年度月別最大電力負荷曲線
13	令和3年度夏季最大日負荷曲線
14	令和4年度月別最大電力負荷曲線
15	令和4年度夏季最大日負荷曲線

## 仕様書

### 1 概要

- (1) 件名 駒門駐屯地で使用する電気  
 (2) 需要場所 静岡県御殿場市駒門 5-1 陸上自衛隊駒門駐屯地  
 (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

### 2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式  
 イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V  
 ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V  
 エ 標準周波数 50Hz  
 オ 受電方式 1回線受電

(2) 契約電力及び予定電力使用量

- ア 契約電力 875kW  
 イ 予定電力使用量 3,641,211kWh  
 （月別予定電力使用量は別紙第1のとおり）

ウ 実績使用電力量等（令和3年12月から令和4年11月までの実績）

- （ア）最大電力 831kW（8月実績）  
 （イ）使用電力量 3,610,760kWh  
 a 夏季（昼間） 509,599kWh  
 b その他季（昼間） 1,433,038kWh  
 c 夜間 1,516,284kWh  
 d 夏季ピーク時 151,839kWh

エ 令和3年度月別最大電力及び夏季最大日負荷曲線  
 （別表第1、第2のとおり）

オ 令和4年度月別最大電力及び夏季最大日負荷曲線  
 （別表第3、第4のとおり）

(3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率30%とすること。

参照：別紙第2 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要（RE100の細部については、Going100%-RE100 (<https://there100.org/technical-guidance>) を確認すること。

(4) 契約期間

令和5年4月1日00:00から令和6年3月31日24:00までの間

## (5) 電力量等の検針

- |             |   |
|-------------|---|
| ア 自動検針装置    | 有り  |
| イ 電力会社の検針方法 | 遠隔自動検針  |
| ウ 電力量計の構成   | 三菱電機株式会社 変成器付複合計器（時間帯別精密級）<br>形式 WP 3 E S - R 形 |

## (6) 需給地点

陸上自衛隊駒門駐屯地が設置した第1号柱上の陸上自衛隊駒門駐屯地引込口と東京電力株式会社との接続点

## (7) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点と同じ。

## (8) 保安上の責任分界点

上記需給地点と同じ。

## (9) 再エネ比率の確認が出来る書類の提出

供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認するため、特定電源割当証明書（別紙第3）を四半期ごと提出すること。

## (10) 環境配慮契約法に基づく据切り要件

二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し別紙第4に掲げる条件を満たすこと。

## (11) その他

ア 力率は、自動力率調整装置を設置しており、使用期間中は100%を保持する予定

イ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100%、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

ウ 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(ア) 契約電力及び最大需用電力の単位は、1 kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(イ) 使用電力量の単位は、1 kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(ウ) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(エ) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

## 別紙第1

月別予定電力使用量  
(令和5年4月～令和6年3月)

項目 月	使用電力量 (kWh)	ピーク時間電力量 (kWh)	昼間使用電力量 (kWh)		夜間使用電力量 (kWh)	備 考
			夏季	その他季		
4月	227,599			129,774	97,825	
5月	213,502			111,439	102,063	
6月	266,945			169,035	97,910	
7月	388,471	52,253	175,124		161,094	
8月	382,193	52,356	176,620		153,217	
9月	353,059	47,230	157,855		147,974	
10月	241,030			138,511	102,519	
11月	278,023			163,416	114,607	
12月	320,362			187,887	132,475	
1月	331,548			182,339	149,209	
2月	313,546			187,727	125,819	
3月	324,933			198,242	126,691	
合 計	3,641,211	151,839	509,599	1,468,370	1,511,403	

その他季合計	2,517,488
夏季合計	1,123,723

(注)

- ※ 昼間時間電力量 · 毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量  
ただし、ピーク時間及び以下の「休日等」に定める日の該当する時間で  
使用する電力量を除く。
- ※ 夜間時間電力量 · ピーク電力量、昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ※ ピーク時間電力量 · 夏季（7月1日～9月30日までの期間）毎日午後1時から午後4時ま  
での時間で使用する電力量  
ただし、以下の「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量  
を除く。
- ※ 休日等 · 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び4月30日、  
5月1日、5月2日、12月30日、12月31日、1月2日、1月3日
- ※ その他季 · 4月1日～6月30日、10月1日～3月31日
- ※ 夏 季 · 7月1日～9月30日

## 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA<sup>(※)</sup>」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.re100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

施于衡式例

令和〇年〇月〇日

特 定 窗 源 割 当 証 明 書

分任契約担当官  
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地  
第433会計隊長 ○ ○ ○ ○ 殿

○○県○○市○○  
○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○ 印

令和〇年度〇半期に以下の通り陸上自衛隊駒門駐屯地に電力を供給したことをここに証する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力に係る環境価値について、陸上自衛隊駒門駐屯地に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 拍賣地圖

お客様番号 〇〇〇〇  
需要施設名 〇〇〇〇  
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇  
契約電力 〇〇〇〇 kW

## 2 供給期間

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

【別紙】再生可能エネルギー由来電力の内訳（令和〇年〇月）

1 韩长华

## 2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

總計 (kWh)

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

### 1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.575未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
②令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
	0.675%以上	10
③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定期（参入日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙「適合証明書」

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

## 各用語の定義

用語	定義
①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	「令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和2年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和2年度の未利用エネルギー活用状況	<p>1 未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> $\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)} / \text{令和2年度の供給電力量(需要端)(kWh)}$ $\text{令和2年度の未利用エネルギーの活用状況(%)} = \frac{\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和2年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>2 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</li> <li>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</li> </ul> <p>3 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工場等の廃熱又は排圧</li> <li>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</li> <li>③ 高炉ガス又は副生ガス</li> </ul>

②令和2年度の未利用エネルギー一活用状況	<p>4 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>5 令和2年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
③令和2年度の再生エネルギーの導入状況	<p>1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの          (算定方式) <math display="block">\text{令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{100}</math> <math display="block">\text{⑦}</math></p> <p>① 令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証明書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)）</p> <p>② 令和2年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証明書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)）</p> <p>③ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）</p> <p>⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギーでんきであることが判別できる非FIT非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。）</p> <p>⑦ 令和2年度の供給電力量（需要端(kWh)）</p> <p>2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランスマッチングを受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>3 令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤+⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和2年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li><li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li></ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
----------------------------	---

## 適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地

第433会計隊長 ○○○○ 殿

住 所 ○○県○○市○○  
 商号又は名称 ○○株式会社  
 代表者氏名 ○○ ○○ 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

## 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ	②パンフレット
④その他 ( )	③チラシ

## 2 令和2年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和2年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	令和2年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和2年度の再生可能エネルギー導入状況		

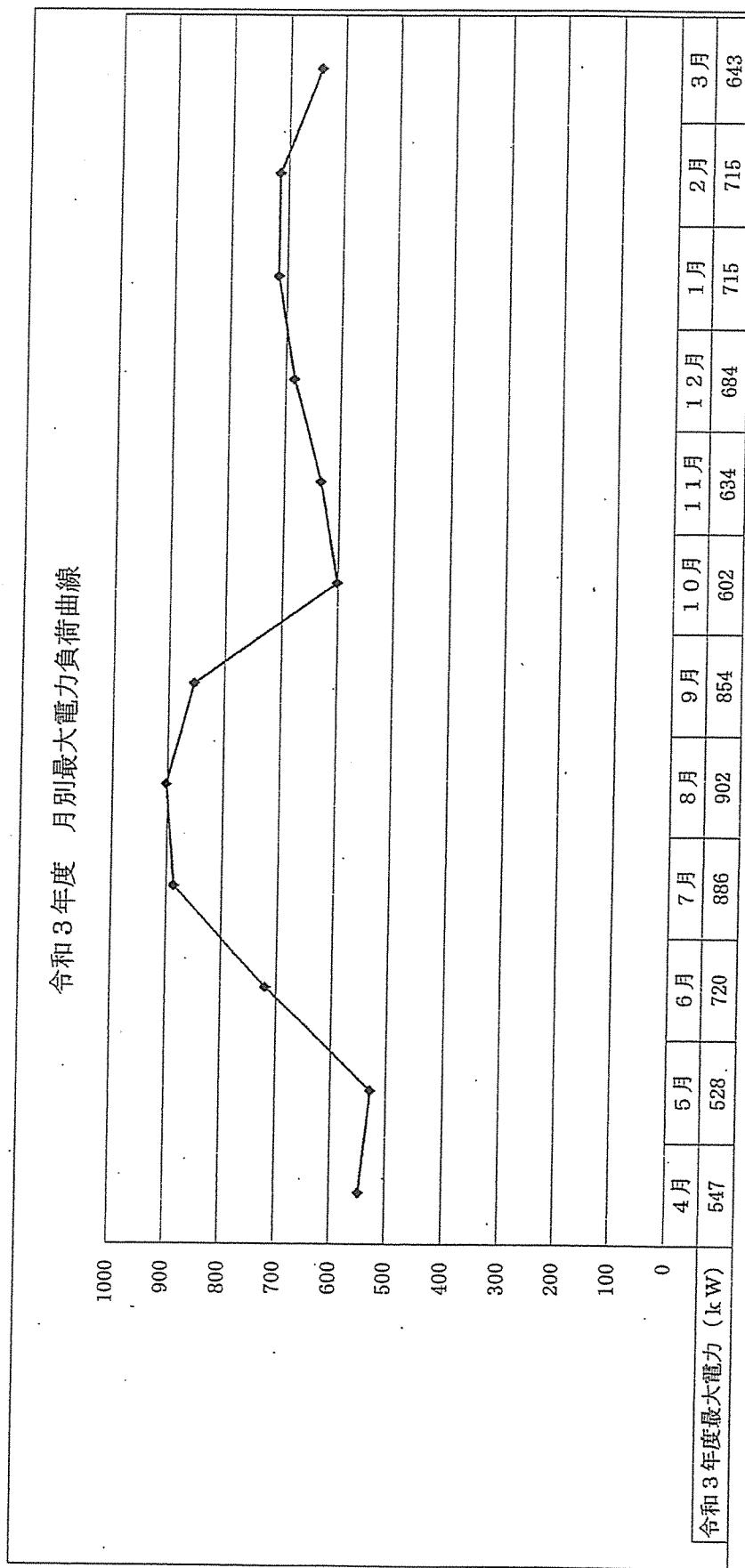
	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

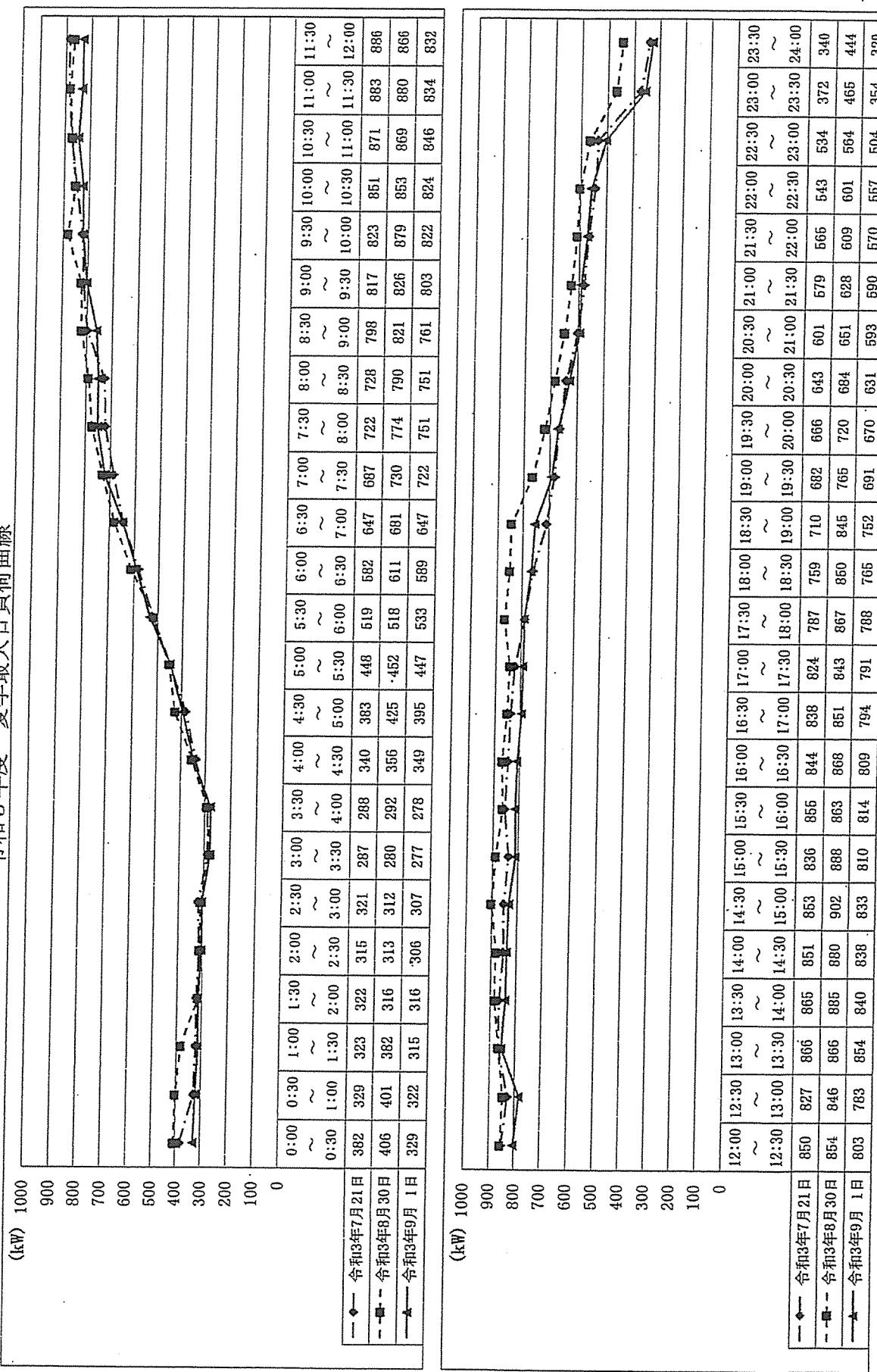
注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

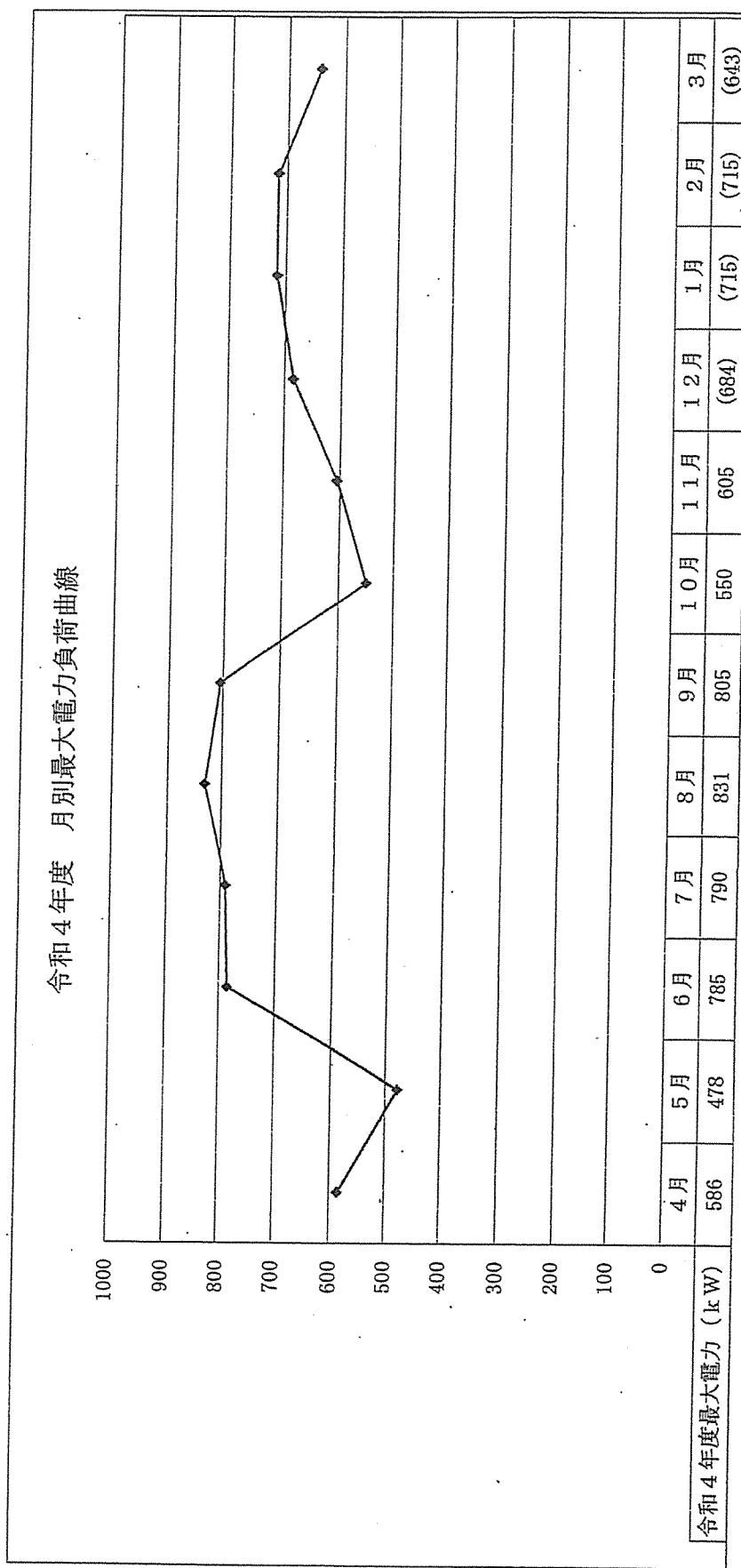


別表第2

## 令和3年度 夏季最大日負荷曲線

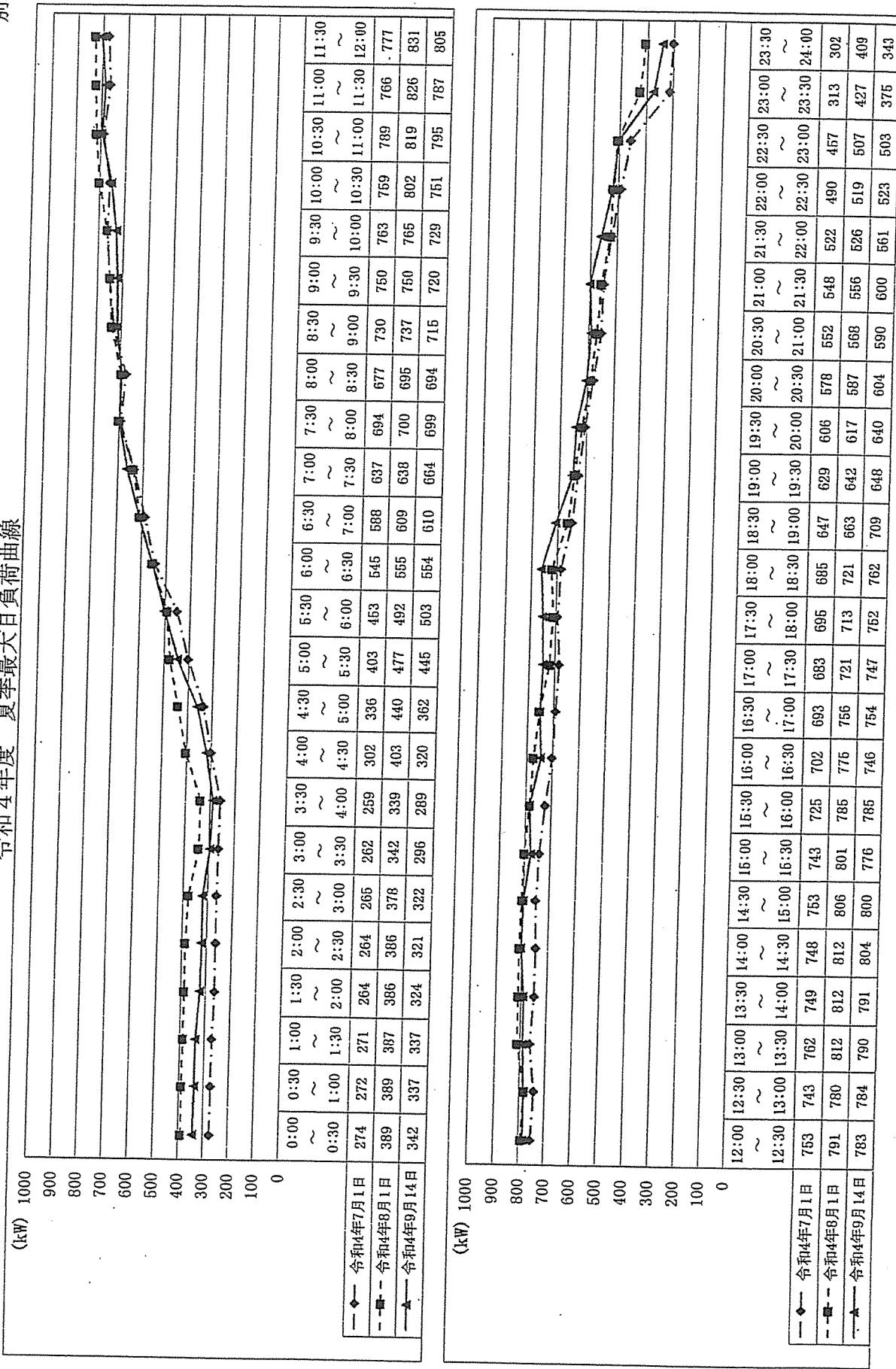


別表第3



別表第4

## 令和4年度 夏季最大日負荷曲線



作成年月日：令和 5年 1月 31 日  
作 成 者：防衛技官 日向 信治  
仕様書番号： 第 8 号

## 仕 様 書

件 名：駒門駐屯地 梅の木水源地で使用する電気（動力）

図面番号	図 面 名 称
1～2	仕様書
3	梅の木水源地月別予定使用量（動力）
4	「RE100 technical criteria」の概要
5	提出様式例
6～11	二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 仕様書

### 1 概要

- (1) 件名 駒門駐屯地 梅の木水源地で使用する電気（動力）  
 (2) 需要場所 静岡県御殿場市中清水 647-4  
     陸上自衛隊駒門駐屯地 梅の木水源地  
 (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

### 2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式  
 イ 供給電圧（標準電圧） 200V  
 ウ 計量電圧（標準電圧） 200V  
 エ 標準周波数 50Hz  
 オ 受電方式 1回線受電

(2) 契約電力及び予定電力使用量

- ア 契約電力 6kW  
 イ 予定電力使用量 120kWh  
     （月別予定電力使用量は別紙第1のとおり）  
 ウ 実績使用電力量等（令和3年12月から令和4年11月までの実績）  
     使用電力量 120kWh  
     (ア) 夏季 33kWh  
     (イ) その他季 87kWh

(3) 供給電気の種類等

「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率30%とすること。

参照：別紙第2 「RE100 technical criteria」の概要（RE100の細部については、Going100%-RE100 (<https://there100.org/technical-guidance>) を確認すること。

(4) 契約期間

令和5年4月1日00:00から令和6年3月31日24:00までの間

(5) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 無し  
 イ 電力会社の検針方法 訪問検針  
 ウ 電力量計の構成 普通電力量計 F7DWF-T形  
     交流3相3線式  
     強化耐候形 200V 60A

- (6) 需給地点  
陸上自衛隊駒門駐屯地 梅の木水源地電源側接続点
- (7) 電気工作物の財産分界点  
上記需給地点に同じ。
- (8) 保安上の責任分界点  
上記需給地点に同じ。
- (9) 再エネ比率の確認が出来る書類の提出  
供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認するため、特定電源割当証明書（別紙第2）を四半期ごと提出すること。
- (10) 環境配慮契約法に基づく据切り要件  
二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し別紙第3に掲げる条件を満たすこと。
- (11) その他
  - ア 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める標準供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率80%、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
  - イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
  - ウ 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
    - (ア) 契約電力及び最大需用電力の単位は、1 kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
    - (イ) 使用電力量の単位は、1 kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
    - (ウ) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
    - (エ) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

## 別紙第1

梅の木水源地月別予定使用量（動力）  
 (令和3年4月～令和4年3月)

項目 月	契 約 電 力 (kW)	使 用 電 力 量 (kWh)	備 考
4月	6	20	
5月	6	0	
6月	6	20	
7月	6	0	
8月	6	20	
9月	6	0	
10月	6	20	
11月	6	0	
12月	6	20	
1月	6	0	
2月	6	20	
3月	6	0	
合 計		120	

## 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA<sup>(※)</sup>」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.re100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

#### 提出樣式例

令和〇年〇月〇日

特 定 雪 源 証 明

分任契約担当官  
陸上自衛隊瀧ヶ原駐屯地  
第433会計隊長 ○ ○ ○ ○ 殿

○○県○○市○○  
○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○ 印

令和〇年度〇半期に以下の通り陸上自衛隊駒門駐屯地に電力を供給したことをここに証する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力に係る環境価値について、陸上自衛隊駒門駐屯地に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

## 1 拍賣樣情報

お客様番号 ○○○○  
需要施設名 ○○○○  
需要施設住所 ○○県○○市○○  
契約電力 ○○○○ kW

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

【別紙】再生可能エネルギー由来電力の内訳（令和〇年〇月）

## 1 再工之電氣

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

總計 (kWh)

### 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

#### 1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） (単位: kgCO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.575未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
②令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
	0.675%以上	10
③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
	7.50%以上	20
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定期（参入日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙「適合証明書」

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

## 各用語の定義

用語	定義
①令和2年度1 kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和2年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されて いる令和2年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和2年度の 未利用エネルギー 活用状況	<p>1 未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エ ネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和2年度の供給電力量(需要 端)(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)} \\ \text{令和2年度の未利用エネルギーの活用状況(%) = } \frac{\text{令和2年度の供給電力量(需要端)}}{\times 100}$ <p>2 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エ ネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネ ルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双 方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量によ り按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未 利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の 効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量 を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーに による発電分とする。</p> <p>3 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー(他社電 力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含 まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネル ギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」 (以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エ ネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

②令和2年度の未利用エネルギー一活用状況	<p>4 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>5 令和2年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
③令和2年度の再生エネルギーの導入状況	<p>1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの          (算定方式) <math display="block">\text{令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤+⑥}}{100}</math> <math display="block">\text{⑦}</math></p> <p>① 令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証明書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)）</p> <p>② 令和2年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証明書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)）</p> <p>③ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）</p> <p>⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギーでんきであることが判別できる非FIT非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。）</p> <p>⑦ 令和2年度の供給電力量（需要端(kWh)）</p> <p>2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランスマッチングを受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>3 令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤+⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和2年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li><li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li></ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
----------------------------	---

11  
付紙

## 適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地

第433会計隊長 ○○○○ 殿

住 所 ○○県○○市○○  
商号又は名称 ○○株式会社  
代表者氏名 ○○○○ 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

### 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ	②パンフレット
④その他( )	③チラシ

### 2 令和2年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和2年度 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	令和2年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和2年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

作成年月日：令和 5年 1月 31 日  
作 成 者：防衛技官 日向 信治  
仕様書番号： 第 9 号

## 仕 様 書

件 名：駒門駐屯地 梅の木水源地で使用する電気（電灯）

図面番号	図 面 名 称
1～2	仕様書
3	梅の木水源地月別予定使用量（電灯）
4	「RE100 technical criteria」の概要
5	提出様式例
6～11	二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 仕様書

### 1 概要

- (1) 件名 駒門駐屯地 梅の木水源地で使用する電気（電灯）  
 (2) 需要場所 静岡県御殿場市中清水 647-4  
     陸上自衛隊駒門駐屯地 梅の木水源地  
 (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

### 2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流単相3線式  
 イ 供給電圧（標準電圧） 100V  
 ウ 計量電圧（標準電圧） 100V  
 エ 標準周波数 50Hz  
 オ 受電方式 1回線受電

(2) 契約電流及び予定電力使用量

- ア 契約電流 10A  
 イ 予定電力使用量 60kWh  
     （月別予定電力使用量は別紙第1のとおり）  
 ウ 実績使用電力量等（令和3年12月から令和4年11月までの実績）  
     使用電力量 4kWh  
     (ア) 夏季 0kWh  
     (イ) その他季 4kWh

(3) 供給電気の種類等

「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率30%とすること。

参照：別紙第2 「RE100 technical criteria」の概要（RE100の細部については、Going100%-RE100 (<https://there100.org/technical-guidance>) を確認すること。

(4) 契約期間

令和5年4月1日00:00から令和6年3月31日24:00までの間

(5) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 無し  
 イ 電力会社の検針方法 訪問検針  
 ウ 電力量計の構成 普通電力量計 A6WWA-TA形  
     交流単相3線式  
     強化耐候形 100V 60A

- (6) 需給地点  
陸上自衛隊駒門駐屯地 梅の木水源地電源側接続点
- (7) 電気工作物の財産分界点  
上記需給地点に同じ。
- (8) 保安上の責任分界点  
上記需給地点に同じ。
- (9) 再エネ比率の確認が出来る書類の提出  
供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認するため、特定電源割当証明書（別紙第2）を四半期ごと提出すること。
- (10) 環境配慮契約法に基づく据切り要件  
二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し別紙第3に掲げる条件を満たすこと。
- (11) その他
  - ア 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める標準供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
  - イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
  - ウ 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
    - (ア) 契約電力及び最大需用電力の単位は、1 kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
    - (イ) 使用電力量の単位は、1 kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
    - (ウ) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
    - (エ) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

## 別紙第1

梅の木水源地月別予定使用量（電灯）  
 （令和3年4月～令和4年3月）

項目 月	契 約 電 力 (A)	使 用 電 力 量 (kWh)	備 考
4月	10	5	
5月	10	5	
6月	10	5	
7月	10	5	
8月	10	5	
9月	10	5	
10月	10	5	
11月	10	5	
12月	10	5	
1月	10	5	
2月	10	5	
3月	10	5	
合 計		60	

## 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA<sup>(\*)</sup>」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

#### 提出樣式例

令和〇年〇月〇日

# 特 定 電 源 割 当 証 明 書

分任契約担当官  
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地  
第433会計隊長 ○ ○ ○ ○ ○ 殿

○○県○○市○○  
○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○ 印

令和〇年度〇半期に以下の通り陸上自衛隊駒門駐屯地に電力を供給したことをここに証する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力に係る環境価値について、陸上自衛隊駒門駐屯地に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

## 1 お客様情報

お客様番号 ○○○○  
需要施設名 ○○○○  
需要施設住所 ○○県○○市○○  
契約電力 ○○○○ k W

## 2 供給期間

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力の内訳（令和〇年〇月）

## 1 再生式電氣

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

總計 (kWh)

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

### 1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.575未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
②令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
	0.675%以上 0%超 0.675%未満	10 5
③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	活用していない	0
	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満 活用していない	5 0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定期間（参入日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙「適合証明書」

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

## 各用語の定義

用語	定義
①令和2年度1 kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和2年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和2年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和2年度の 未利用エネルギー 活用状況	<p>1 未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和2年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)} \\ \text{令和2年度の未利用エネルギーの活用状況(%) = } \frac{\text{令和2年度の供給電力量(需要端)}}{\times 100}$ <p>2 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>3 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」 (以下「FIT法」という。) 第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

②令和2年度の未利用エネルギー一活用状況	<p>4 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>5 令和2年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
③令和2年度の再生エネルギーの導入状況	<p>1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの          (算定方式) <math display="block">\text{令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{100}</math> <math display="block">\text{⑦}</math></p> <p>① 令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証明書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)）</p> <p>② 令和2年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証明書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)）</p> <p>③ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）</p> <p>⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギーでんきであることが判別できる非FIT非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。）</p> <p>⑦ 令和2年度の供給電力量（需要端(kWh)）</p> <p>2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>3 令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤+⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和2年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li><li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li></ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
----------------------------	---

11  
付 紙

## 適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊瀧ヶ原駐屯地

第433会計隊長 ○○○○ 殿

住 所 ○○県○○市○○  
商号又は名称 ○○株式会社  
代表者氏名 ○○○○印

下記の内容に相違ないことを証明します。

### 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ	
④その他 ( )	

### 2 令和2年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和2年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	令和2年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和2年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。